

大船渡地方振興局長告示第2号

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第1項の規定に基づき岩手県が管理する港湾施設の概要は、次のとおりである。

平成19年3月6日

大船渡地方振興局長 廣 田 淳

港湾名	港湾施設の種類	名 称	位 置	数 量	能 力
大船渡港	保管施設				
	野積場	コンテナ専用野積場	大船渡市大船渡町字野々田	16,811 平方メートル	別紙図面のとおり
	野積場附属施設	冷凍コンテナ用コンセント設備	〃	16 口	
〃	荷役機械用コンセント設備	〃	1 口		

備考 「別紙図面」は、省略し、その図面を岩手県県土整備部港湾空港課及び大船渡地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。